

2009.09.25 平成 21 年第 3 回定例会（第 5 号） 本文

○議長（札辻輝巳君） 日程第 3 4、認第 1 号、平成 2 0 年度桜井市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。——5 番吉田忠雄君。

○5 番（吉田忠雄君）（登壇） 私は、認第 1 号、平成 2 0 年度桜井市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

平成 2 0 年度の一般会計歳入歳出決算書には、民生費の人権施策推進費や高齢福祉費の老人憩の家費、また、教育費の社会教育費のこどもセンター費、人権教育費など、桜井市においては、いまだに人権の名による同和行政が続けられ、多額の税金がつき込まれています。同和対策事業にかかわる法律は、1 9 6 9 年、昭和 4 4 年度から施行され、途中延長を繰り返しながら、3 3 年間存続し、2 0 0 1 年、平成 1 3 年度末で終結をしました。この間、旧同和地区住民自身の努力とも相まって、旧同和地区の住環境は大きく改善をされ、生活、教育、職業などに見られた格差は解消されました。日常生活における交流も進み、若者の結婚も 7 0 %を超えています。

したがって、これ以上多額な税金を使って特別な施策を継続することは、行政自身が差別を固定あるいは新しく作り出すことにもなり、旧同和地区内外を分け隔ててきた垣根を取り除いて社会的交流を促進させるどころか、逆にそれを妨げることにもなってしまう。もし、まだ必要なことがあっても、特別施策ではなく、一般施策で対応すべきであります。

以上の理由で、私は、認第 1 号、平成 2 0 年度一般会計歳入歳出決算認定について反対の態度表明を行うものであります。ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、討論を終わります。

○議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。委員長の報告は認定であります。委員長報告通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって認第 1 号は、委員長報告通り認定することに決しました。